

インフルエンザ予防接種保護者同意書

未成年(高校生以上)で接種当日に保護者が同伴しない場合

保護者の方へ

当院ではインフルエンザ予防接種を希望の方が未成年の場合、原則 接種当日に保護者の同伴が必要です。但し、高校生以上(または16歳以上)で、以下の書面があれば保護者の同伴が無くても予防接種を受けることができます

- ① インフルエンザ予防接種予診票(保護者の自署による署名が必要)
- ② インフルエンザ予防接種同意書(当書面)
- ③ 健康保険証・診察券

当日の予診の結果、医師の判断で不適当な状態と判断した場合には接種を受ける事ができない場合があります。また、接種後に体調が急変した際には医師の判断で緊急対応する場合があります。

同意書

越谷レイクタウン皮ふ科 殿

予防接種を受けるにあたり、予診票裏面の説明をよく読み、予防接種の効果や目的、重篤な副反応発症の可能性、及び予防接種救済制度などについて理解しました。そのうえで子供へのインフルエンザワクチン予防接種を受けさせることを同意します。

○接種される方

平成・令和 年 月 日生(当日満 歳)氏名： _____
診察券番号(_____)

○保護者署名欄

署名日：令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 保護者自署： _____

住所： (〒 _____) _____

緊急連絡先： _____ (_____) _____

※接種当日連絡が取れる電話番号のご記入をお願いいたします